

令和8年3月11日

担当部局	備中県民局 地域政策部環境課
担当者	池田、佐々木
連絡先	086-434-7007(直通)
発表クラブ	倉敷

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住所 大阪府豊中市上野西三丁目19番18号
(2) 名称 株式会社ユタカコーポレーション 代表取締役 豊田 昭夫

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和8年3月9日

4 処分理由

被処分者は、令和8年2月19日、大阪地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当した。

このことにより、法第14条の3の2第1項第4号に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第03300105071号）

- (1) 許可年月日 令和3年3月22日
(2) 許可の有効年月日 令和8年3月21日
(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）以上8種類